

自動継続自由金利型定期預金「M型」規定 (「スーパー定期7年」「スーパー定期10年」)

1. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金「M型」(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4) 預金者が亡くなられた時は、届出日以降最初に迎える満期日の継続を停止いたします。

2. (満期日前の解約および利息)

- (1) この預金の利息は、約定日数および通帳記載の利率(継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)により6ヵ月複利の方法で計算し、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) 当組合がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第(4)項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。

預入期間	7年定期	10年定期
2年未満	解約時の普通預金利率	解約時の普通預金利率
2年以上3年未満	約定利率×10%	解約時の普通預金利率
3年以上4年未満	約定利率×20%	約定利率×10%
4年以上5年未満	約定利率×30%	約定利率×20%
5年以上6年未満	約定利率×40%	約定利率×30%
6年以上7年未満	約定利率×50%	約定利率×40%
7年以上8年未満	—	約定利率×50%
8年以上9年未満	—	約定利率×60%
9年以上10年未満	—	約定利率×70%

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上